

平成 26 年度 財政白書

# 山中湖村の財政状況



平成 28 年 6 月

山梨県 山中湖村

# はじめに

昨今の社会経済情勢の変化や厳しい財政事情等を踏まえ、  
施策の抜本的な見直しが進められています。

行政は「前例踏襲」や「あれもこれも」になりがちです。  
見直しには、事業の必要性と行政のあるべき姿を考え、  
長期的な観点からの判断が必要となります。  
そのためには、財政情報が不可欠です。

村役場も同様です。

村民の皆さまが、村の財政運営に関心を持っていただき、  
常にチェックできる環境を整備することは、基本的で重要なことです。

今後も、村民の皆さまがわかりやすい財政情報の公表に努めてまいります。

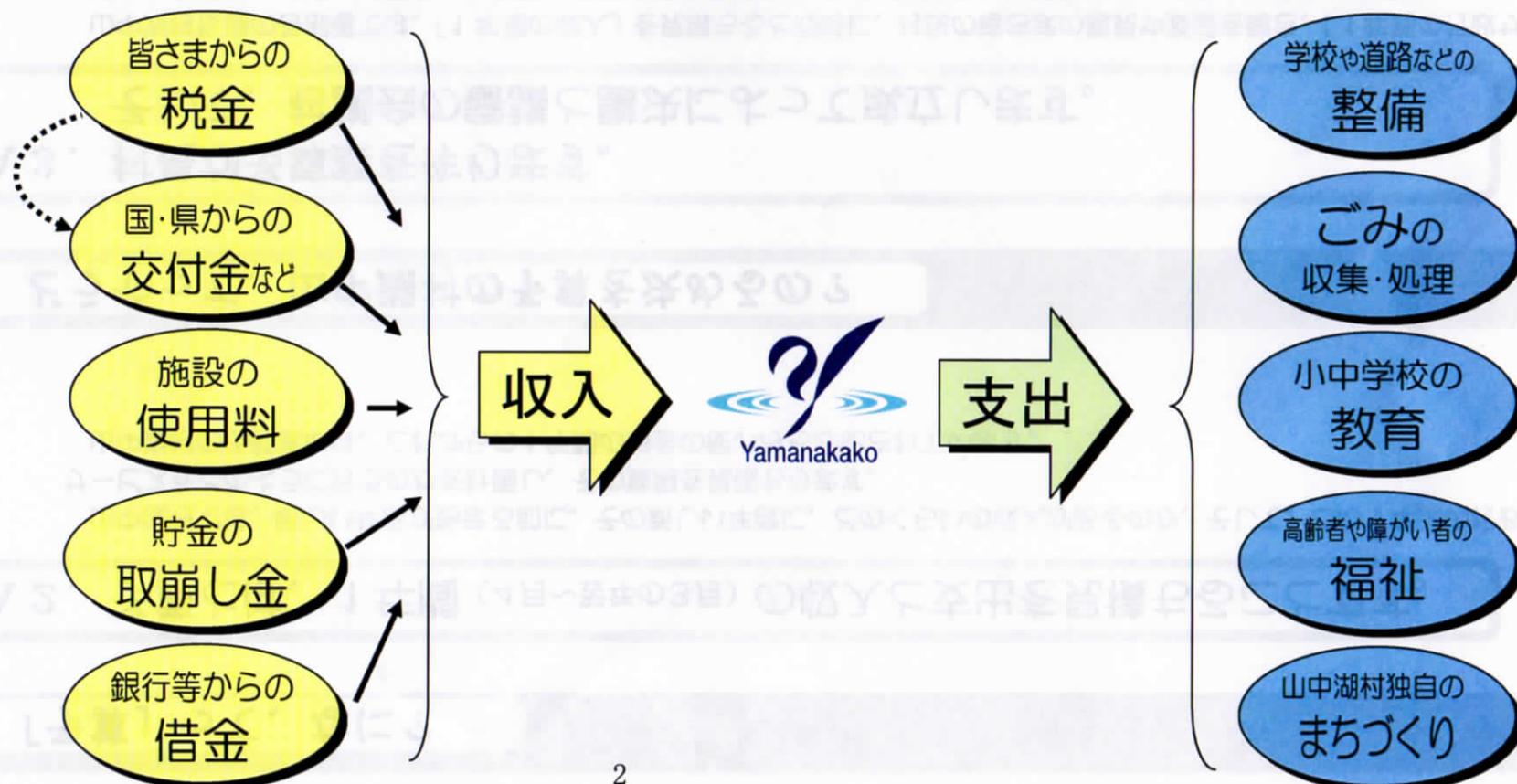
平成 28 年 5 月

山中湖村 安全経営管理課

# 基礎知識編

Q 1. 村役場の財政って、なに？

A 1. 皆さまからの税金などをお預かりして、そのお金を皆さまの生活に欠かせない「公共施設の整備」や「環境」「教育」「福祉」などの事業に使います。これらのことについて、お金の面から管理することなどを財政といいます。



## Q 2. 「予算」って、なに？

A 2. 予算とは、1年間（4月～翌年の3月）の収入と支出を見積もることです。

山中湖村では、新しい年度が始まる前に、その新しい年度に、どのくらいの収入があるのか、そして、この1年間の行政サービスをどのように行うのかを計画し、その費用を見積もります。

山中湖村の予算書には、これからの1年間のお金の使いみちが記されています。

## Q 3. どうやって、山中湖村の予算を決めるの？

A 3. 村長が予算案を作ります。  
そして、村議会の審議と議決によって成立します。

山中湖村役場の各部署では、「1年間の収入」を見積もると同時に、村民の皆さまの意見や要望を聴き、「1年間の行政サービス」を検討します。村長は、各部署の案を自分の政策にそって、予算案としてまとめ、村議会に提案します。

村議会では、皆さまを代表する村議会議員が、提案された予算案をいろいろな面から議論、審議し、予算を決めます。



Q 4. 一度決めた予算は、変えることはないの？

A 4. 変えることがあります。「<sup>ほせい</sup>補正予算」といいます。

村議会で決定した予算を使っていく上で、予算を作るときに予測できなかったことが起こることがあります。例えば、がけ崩れなどの災害で、すぐに対応しなければならない場合などがあります。このような時には、予算を変更し、その事態に対応することが必要です。この場合にも、村長が変更する予算案をつくり、村議会で審議し、議決によって成立します。この予算のことを補正予算といいます。

補正予算を審議する議会は、定例で年4回（6月、9月、12月、3月）あります。また、緊急のときは、臨時的に議会を開会し、審議することもあります。

Q 5. 予算は、なんのために必要なの？

A 5. 行政サービスを計画的に行うために、予算が必要です。

予算は、収入と支出の見積りとその計画です。皆さまへの行政サービスを計画的に行うためには、予算を作成することが必要となります。

村長には、予算の執行権があります。村長が予算を作成し、議会が議決することによって、村長の予算執行権を民主的にコントロールすることができます。そのためにも予算を作成する必要があります。

予算が成立した後、予算の執行権者である村長は、その責任において予算の執行を開始します。歳入における予算の執行と歳出における予算の執行とは、その性質や効力の面で異なります。歳入予算は、単なる収入の見込みにすぎないので、予算額を上回る収入も可能ですし、予算額よりも少額の収入となることもあります。しかし、歳出予算は成立した予算の目的に従って、予算の範囲内において執行する必要があります。つまり、予算額を超えて支出することはできません。

このように予算を決めることによって、予算執行権のある村長の権限を民主的にコントロールすることが可能となります。

## Q 6. 「会計」って、たくさんあるの？

A 6. わかりやすいように、大きく2つの会計に分けています。  
すべての会計の合計は、76 億円です。(26 年度歳出決算額)

村の仕事は、いろいろな分野にわたっていますので、大きく次の2つに分けています。  
さらに、特別会計は7に分けています。

一般会計  
52 億円

普段、山中湖村の会計というと、この一般会計のことをいいます。一般会計とは、村の行政サービスの基礎的なこと、つまり、道路、小中学校の整備や環境・教育・福祉の行政サービス、まちづくりなどを行うための会計のことです。主な収入は、村税（村民税や固定資産税など）や国・県支出金などです。  
(5,261,838,048 円)

特別会計  
24 億円

- ・国民健康保険に関する特別会計 (921,366,294 円)
- ・後期高齢者医療に関する特別会計 (109,233,396 円)
- ・介護保険に関する特別会計 (364,329,759 円)
- ・介護予防支援事業に関する特別会計 (6,350,245 円)
- ・簡易水道に関する特別会計 (135,021,697 円)
- ・下水道に関する特別会計 (671,617,697 円)
- ・観光施設に関する特別会計 (204,624,164 円)

特別会計とは、特定の目的のための会計で、下水道使用料など特定の収入があり、一般会計から切り離してその収入・支出を経理する会計のことです。

山中湖村には、7つの特別会計があります。